

意見案第4号

「30人以下学級」の実現、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2の復元、「子どもの貧困解消」など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書

上記意見案について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び富良野市議会会議規則（昭和62年議会規則第1号）第13条の規定により提出する。

令和元年9月18日

提出者	富良野市議会議員	松下 寿美枝	㊟
賛成者	同	宇治 則幸	㊟
	同	天日 公子	㊟
	同	本間 敏行	㊟
	同	渋谷 正文	㊟
	同	水間 健太	㊟
	同	大栗 民江	㊟
	同	宮田 均	㊟

—提出先— 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、
文部科学大臣

「30人以下学級」の実現、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2の復元、「子どもの貧困解消」など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書

2017年のOECDの発表によると、2014年の日本のGDP比に占める教育機関への公的支出の割合は3.2%と、OECD平均4.4%を大きく下回り、比較可能な34カ国中、再び最下位となった。その一方で、子ども1人当たりの教育支出における私費負担率は依然として高い水準にあるなど、日本の教育にかかわる公的支出の貧困さは明らかである。

また、2017年6月に厚生労働省が発表した、2016年の「国民生活基礎調査」では、18歳未満の子どもがいる世帯の子どもの貧困率は13.9%、ひとり親世帯では50.8%と、前回調査から若干改善しているものの、依然として7人に1人の子ども、また、ひとり親世帯は半数超が未だに貧困状態にあることが明らかになっている。

しかし、このような状況であるにもかかわらず、教育現場では、給食費、修学旅行費、テストやドリルなどをはじめとする教材費などの私費負担も依然として減少せず、地方交付税措置されている教材費や図書費についても、自治体でその措置に格差が生じている。

さらに、生活扶助費の切り下げによる就学援助制度の見直し、「高校授業料無償化制度」への所得制限、「給付型奨学金」が先行実施されたものの対象者が限定されていることから、未だに教育ローンともいえる有利子の「奨学金制度」を利用せざるを得ない子どもたちが返済に悩み苦しむなど、家庭・子どもの「貧困と格差」は改善されず、経済的な理由で進学・就学を断念するなど、「教育の機会均等」は崩され、学習権を含む子どもの人権が保障されない状況となっている。子どもたちは、住む地域や環境に関係なく平等に教育を受ける権利を有している。その保障のためには、国による教育予算の確保と拡充が必要である。

これらのことから、国においては、義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率1/2への復元など、以下の項目について、教育予算の確保・拡充、就学保障の充実を図るよう要望する。

記

1. 国の責務である教育の機会均等・水準の最低保証を担保するため、義務教育費の無償化に向けた検討を始めること。また、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面の義務教育費国庫負担金の負担率を1/2に復元すること。
2. 「30人以下学級」の早期実現に向けて、小学校1年生から中学校3年生の学級編制の標準を順次改定すること。また、地域の特性にあつた教育環境整備・教育活動の推進、住む地域に関係なく子どもたちの教育を保障するために必要な予算の確保・拡充を図ること。

3. 給食費、修学旅行費、教材費など保護者負担の解消や図書費など、国の責任において教育予算の十分な確保・拡充を行うこと。
4. 就学援助制度・奨学金制度のさらなる拡大、高校授業料無償化など、就学保障の充実に向け、国の責任において十分な予算の確保・拡充をすること。
5. 教職員の無制限・無定量の超過勤務を容認する「給特法・条例」を廃止するなどの法整備の検討を始めること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和元年9月25日

富良野市議会